

平成28年度 法人本部事業計画書

重点取り組み事項

次の3点を重点取り組み事項とします。

1. 社会福祉法制度改革への対応
2. 人材確保
3. 収支の改善

1. 社会福祉法制度改革への対応

社会福祉法の改正に対応した組織体制づくりのため次の事項について協議します。

(1) 評議員、理事の選定

次期の役員、評議員について、新たに示された条件による選定と定数を決定します。

(2) 地域福祉の取り組み事項の検討

新社会福祉法に即した地域への取り組み内容についての検討をします。

2. 人材確保

新規採用者の確保、パート職員の確保、離職率の向上を図るため、次の取り組みをします。

(1) ベースアップの実施

生活支援員の新卒職員を確保するため、ベースアップにより初任給アップを図ります。

4月給与から実施します。これにより、四大卒の初任給は183,000円から190,000円になります。処遇改善事業の特別手当15,000円と合わせると205,000円になります。今回のベースアップは新卒者の確保が目的であるため241,250円以下について実施します。

(2) 基本給表の全面改定

キャリアパスの集大成となる人事考課を来年度から実施するにあたり、基本給表を全面改定します。今後昇給は評価結果に応じたものとなることから、昇給幅を細かく設定する必要があり、これまでの38号級を4倍の149号級に細かくします。

(3) 処遇改善事業の実施

今年度も引き続き処遇改善事業を行う。ベースアップ・昇給に充てるほか、介護職員特別手当の支給や夜勤手当の増額を行うこととします。

- ・介護職員特別手当 15,000円(月額)
- ・夜勤手当の上乗せ額 2,000円(1回)

(4) 夜勤のない生活支援員の新設

育児や介護のために夜勤ができない、あるいは体力的に夜勤が困難になった生活支援員が、長く働けるように、「夜勤のない生活支援員」という職種を新たに設けます。

勤務時間は午前8時30分始業、休日は土日祝日とし、ワークライフバランスに最適な勤務形態とします。

(5) 年次有給休暇の取得促進

28年度に新たに付与される休暇については、7割取得を目標とします。

(6) 女性活躍推進法への対応

女性活躍推進法が施行されることから、女性の活躍状況の分析や女性活躍に向けた行動計画を策定し女性職員の定着に努めます。

3. 収支の改善

昨年度の報酬単価改定により収入が減ったことから、次の取り組みをします。

- ・原則残業の禁止
- ・経費の節約
- ・非正規職員比率のアップ

【法人本部】

理事会・評議員会の開催

必要に応じて理事会・評議員会を開催します。

役職員研修会

職員の資質向上のため、外部の研修に参加させます。

研修費 250,000 円

顧問社労士契約

人事考課や労務管理の相談先として、引き続き社労士と顧問契約をします。

顧問料 240,000 円

家族の職場訪問を実施

一般事業主行動計画に基づき、青谷学園と合同で家族の職場訪問を実施します。

開催費 10,000 円

設備整備

パソコン2台の更新をします。

パソコン整備費 220,000 円

パソコン設定料 40,000 円

コンピューターソフト「マイナンバー保管システム」を導入します。

ソフト導入費 260,000 円